

# 健康保険資格喪失連絡票

令和 年 月 日

- 下記の者は、健康保険の被保険者の資格を喪失したことを連絡します。  
 下記の者は、健康保険の被扶養者の認定が解除されたことを連絡します。  
(該当欄にレを記入してください。)

所在地 \_\_\_\_\_

事業所 名称 \_\_\_\_\_ (印)  
(又は保険者)  
(TEL. \_\_\_\_\_ 担当者 \_\_\_\_\_)

被保険者	氏名		昭・平 年 月 日		性別	男・女
	資格喪失年月日	(喪失) 令和 年 月 日 (退職の場合は退職日の翌日)				
退職年月日	(退職) 令和 年 月 日					
保険者番号 名称	番号		名称			
保険証記号 番号	記号		番号			
氏名		生年月日	性別	続柄	被扶養者として認定が解除された日	
被扶養者		昭平 令和 年 月 日	男・女		令和 年 月 日	
		昭平 令和 年 月 日	男・女		令和 年 月 日	
		昭平 令和 年 月 日	男・女		令和 年 月 日	
		昭平 令和 年 月 日	男・女		令和 年 月 日	
		昭平 令和 年 月 日	男・女		令和 年 月 日	

## <記載上の注意>

- ◎ 証明者(事業所)が必ず全欄記入してください。(証明者以外が記入したものは無効です。)  
◎ 本人の資格喪失の際に、被扶養者がある場合は必ず記入してください。  
◎ 訂正した場合は、必ず証明者(事業所)の訂正印を押してください。  
(二重線のみ・修正液等は無効です。)

※ 資格喪失年月日は、退職の場合 退職日の翌日 になります。

★ 手続きは資格喪失後14日以内に(詳細は裏面)

# 国民健康保険加入の手続きについて

◎ 加入の手続きは、職場の健康保険等の資格喪失後 14 日以内にしてください。

保険料は国保の加入義務の生じた月からかかります。届出をした月からではありません。  
したがって、手続きが遅れると保険料を遡って(最長2年間)納めていただくことになります。

平成28年1月より国民健康保険に関する届出において、本人確認および個人番号確認が必要となり、下記のものが必要です。詳しくは国保課へお問い合わせください。

◎ 加入の手続きに必要なもの

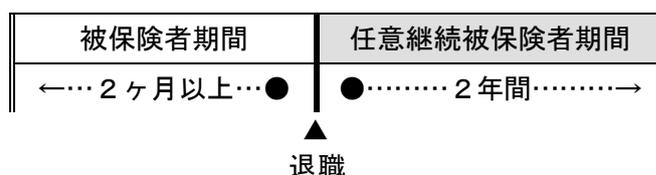
- ① 健康保険資格喪失連絡票
- ② 来られる方の本人確認ができるもの(顔写真付で官公庁が発行したもの)  
⇒個人番号カード、運転免許証等
- ③ 世帯主および手続きが必要な方の個人番号が確認できるもの  
⇒個人番号カード、個人番号通知カード等

別世帯の方が手続きにこられる場合 ⇒①～③に加えて、世帯主からの委任状も必要です。

お問い合わせ先	新居浜市役所国保課	TEL 65-1230
---------	-----------	-------------

## ☆ 任意継続被保険者

健康保険の被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある人(組合管掌の健康保険・共済組合の場合は異なる場合があります)が退職した場合に、引き続き2年間は個人で健康保険の被保険者になることができます。これを任意継続被保険者といい、保険料を全額自己負担して在職中と同様の保険給付を受けられます。



詳しくは、全国健康保険協会愛媛支部、または、加入していた健康保険組合などにお問い合わせください。

● 手続きは、退職後20日以内に全国健康保険協会愛媛支部、または、加入していた健康保険組合などへ。